

東京都犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱

(制定) 令和2年3月31日付 31 総人権人第 727 号

(改正) 令和2年10月6日付 2 総人権人第 265 号

(通則)

第1条 東京都犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金（以下「転居費用助成金」という。）の交付については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(転居費用助成金の目的)

第2条 転居費用助成金は、東京都犯罪被害者等支援条例（令和2年東京都条例第17号。以下「条例」という。）第13条、第14条及び第16条の規定に基づき、犯罪等による被害のために従前の住居に居住することが困難になったと認められる者が転居するために要した費用（以下「転居費用」という。）を助成することにより、当該者の居住の安定を図ること等を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。

(2) 被害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 東京都の区域内（以下「都内」という。）で発生した犯罪によってその生命又は身体に被害を受けた者

イ アに準じる者として転居費用の助成による支援が特に必要であると知事が認めるもの

(3) 遺族 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 被害者の配偶者であって、被害者が被害を受けた際に被害者と同居していたもの（婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。）

イ 被害者の二親等以内の親族であって、被害者が被害を受けた際に被害者と同居していたもの

ウ ア及びイに準じる者で、転居費用の助成による支援が特に必要であると知事が認めるもの

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(要件)

第4条 転居費用助成金は、次の全ての要件を満たすときに交付するものとする。

(1) 犯罪による被害を受けた際、被害者が東京都内に住所を有していたこと。

(2) 被害者の住居又はその付近において犯罪が行われたこと。

(3) 犯罪による被害を受けた際、警察に被害届が提出されており、かつ、当該被害届が受理されていることを警視庁等の関係機関への照会により知事が確認できること。

- (4) 犯罪による被害を受けた時から東京都への申出が1年を超過していないこと。
- (5) 申請者が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった被害者又はその遺族
 - イ 二次的被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難となった被害者又はその遺族
 - ウ 本要綱に基づく転居費用助成金の交付を受けた後、転居先において二次的被害が発生し、又は再被害のおそれがあることにより、再度の転居が必要であると認められる被害者又はその遺族
 - エ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者
- (6) 申請者が未成年者の場合、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。

（助成に関する制限）

第5条 知事は、次のいずれかに該当する場合には、転居費用助成金を交付しないことができる。

- (1) 被害者又は遺族が、他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けている場合
- (2) 被害者又は遺族が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
- (3) その他転居費用助成金を交付することが社会通念上適切でないと思えられる場合

（転居費用助成金の額等）

第6条 転居費用助成金の額は、転居に関し、次に掲げる費用の合計額とし、かつ、同一事案について200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

- (1) 運送に要した費用
- (2) 荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用
- (3) その他知事が認める費用

2 転居費用助成金は、同一の事案について、1回の転居に要した費用に限り、交付するものとする。ただし、知事は第4条第5号ウに該当する場合は、前項に規定する金額の範囲内で、2回目までの転居に関し、交付することができる。

（申請）

第7条 転居費用助成金を申請する場合は、被害者又は遺族は、別記第1号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 転居に際して運送事業者が作成した内訳書及び領収書
- (2) 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

（助成の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査するとともに、必要に応じ

て関係機関への照会等を行い、助成が適当であると認める場合には、転居費用助成金の交付を決定し、別記第2号様式による交付決定通知書により申請者宛てに通知するものとする。

2 知事は、前項の転居費用助成金の交付の決定に関して、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第9条 前条第1項の規定により転居費用助成金の交付の決定を受けた者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を撤回するときは、同項の規定による交付決定通知書の受領の日から14日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

(支払)

第10条 知事は、第8条第1項の規定により転居費用助成金の交付を決定した後は、遅滞なく、申請者に対し転居費用助成金を支払うものとする。

(届出)

第11条 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第5条各号のいずれかの場合に該当するに至ったとき。
- (2) 加害者又はその関係者から転居費用に係る損害賠償等を受けたとき。

(決定の取消し)

第12条 知事は、次のいずれかに該当した場合は、第8条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が第5条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 申請者から第9条の規定による申請の撤回の申出があったとき。
- (3) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。
- (4) 申請者が前条各号のいずれかに該当する場合に届出を怠ったとき。
- (5) 申請者が偽りその他不正の手段により転居費用助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、知事は、別記第3号様式により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の規定により転居費用助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金の支払が行われているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 転居費用助成金の交付を受けた者は、第12条第1項第4号及び第5号に掲げる事由により転居費用助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条の規定により、返還を命じられたときは、その命令に係る転居費用助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場

合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 転居費用助成金の交付を受けた者は、前項の場合において、期限日までに納付しなかったときは、期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(意見聴取等)

第 15 条 知事は、特に必要があると認めるときは、第 5 条第 2 号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

- 2 警視総監は、第 5 条第 2 号に該当する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

(個人情報の保護)

第 16 条 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項によるものとする。

(報告等)

第 17 条 知事は、必要に応じて、転居費用助成金の交付を受けた被害者若しくは遺族に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、転居費用助成金の交付に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に発生した犯罪による被害について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に発生した費用（第 6 条各号に掲げるものに限る。）に係る助成金について適用する。